

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
4	軽自動車税関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

大月市は、軽自動車税関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

大月市長

公表日

平成29年6月30日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	軽自動車税関係事務
②事務の概要	<p>軽自動車税は、4月1日時点に軽自動車等の定置場を市内に有する所有者に対して課税を行うものである。</p> <p>軽自動車等(軽自動車、原動機付自動車等)を購入または譲り受けるなどした場合や、譲渡や盗難などにより所有しなくなった場合に申告が行われる。その際、車両の種類に応じて申告先が異なり、三輪・四輪の軽自動車に関しては軽自動車検査協会へ、二輪の小型自動車・二輪の軽自動車に関しては陸運事務所へ申告が行われ、原動機付自転車・小型特殊自動車に関するもののみ当該市町村に対して申告が行われる。</p> <p>なお、身体障害者等に対する減免申請書を市にて受け付け、必要に応じて減免を行う。</p> <p>・本事務における特定個人情報ファイルは、以下の事務に使用している。</p> <p>①課税対象者情報の準備。(地方税第442条の2、第445条) ②納税者の軽自動車の登録・抹消情報を受領する。(地方税第447条) ③納税者に対し、納税通知書(税額決定通知書)と納付書を送付する。 ④納税者から減免申請書を受領する。(地方税第454条、大月市税条例第90条及び第91条) ⑤減免申請の対象者であるか他課へ情報照会を行う。 ⑥納税者に対し、減免通知書と納付書を送付する。</p>
③システムの名称	軽自動車税システム、収納管理システム、滞納管理システム

2. 特定個人情報ファイル名

軽自動車税情報ファイル、収納情報ファイル、滞納情報ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠 番号法第9条および別表第1第16号並びに内閣府・総務省令第5号第16条

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二 【情報提供】なし 【情報照会】27項	平成26年内閣府・総務省令第7号 【情報提供】なし 【情報照会】20条

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	市民生活部税務課
②所属長	税務課長 横瀬 政弘

6. 他の評価実施機関

一

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先
市民生活部税務課
401-8601 山梨県大月市大月2-6-20
問い合わせ先電話番号 0554-23-8016

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先
市民生活部税務課
401-8601 山梨県大月市大月2-6-20
問い合わせ先電話番号 0554-23-8016

II しきい値判断項目

1. 対象人数

評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢>
いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点	1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上

2. 取扱者数

特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢>
いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点	1) 500人以上 2) 500人未満

3. 重大事故

過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢>
		1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

变更箇所